

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2020年度)

作成日 2021/2/1

最終更新日 2021/2/1

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2021/2/1
国立大学法人名		国立大学法人福島大学
法人の長の氏名		三浦浩喜
問い合わせ先		学長室 (TEL:024-548-5224、E-mail:yakuin@adb.fukushima-u.ac.jp)
URL		https://www.fukushima-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>【確認の方法】 国立大学ガバナンス・コードすべての項目の適合状況の説明を受けた。この適合状況及び公表内容の確認は、確認スケジュールを第106回経営協議会（令和2年12月1日開催）において報告を、その後、経営協議会委員からの意見聴取を行い、第107回経営協議会（令和3年1月19日開催）において審議了承を経た。</p> <p>【総評】 福島大学においては、国立大学ガバナンス・コードに沿った運営がなされていることが確認された。 ○一部の対応していない項目については、今後学内審議等を経て対応を検討するものもあることから、検討の推移を次年度改めて確認することとした。</p> <p>【確認の過程における委員からの確認事項、意見への大学の回答】 「○」：確認事項 「 」：大学の回答</p> <p>原則1 - 3 自主的・自律的・戦略的な経営（人事、財務、施設等）及び教学運営（教育・研究・社会貢献）の体制構築 関連 ○総合的な人事の基本方針の中に年齢構成、女性教員比率、若手教員比率、外国人教員比率、女性の管理職比率などが含まれているか。また、職員採用では男女の比率、出身大学など偏らないように配慮しているか。 女性教員比率及び女性の管理職比率については、「第3期中期目標」等において目標比率を定めており、その他は「教員採用人事の方針について」により、人事給与マネジメント改革に関するガイドラインに対応した多様な採用・人事計画を促進させることとしている。また、本学でも職員採用時においては、男女の比率、出身大学などが偏らないような配置計画を行っている。</p> <p>原則1 - 4 長期的な視点に立った法人経営を行う人材の確保と計画的な育成 関連 ○職員の役割も重要だが、総合的な人事の方針等はどのようになっているか。 「第3期中期目標」等において、事務職員の専門性や資質・能力を高め、大学運営への参画能力を向上させることを目指し、SDへの参加を義務化することとしている。</p>

<p>原則 2 - 1 - 1 中長期ビジョンの策定と法人の教職員へのビジョンの説明及び共有 関連</p> <p>○（法人の長のビジョンは）HPだけでなく、同窓会あるいは会報などを通して広報することが必要と思う。 広報方法の拡充については、今後も検討していく。福島大学校友会による広報も今後予定している。</p>
<p>原則 2 - 1 - 2 法人の長のリーダーシップ 関連</p> <p>○ステークホルダーには保護者や学生も考えられるが、意見聴取の方法を伺いたい。 保護者に対しては危機管理等必要な要望があれば、その都度検討し対応している。学生へは、学長オフィスアワーを設けている。</p> <p>○学長のビジョン等の公表について、定例記者会見での公表のほか、同窓生、保護者等への広報を広報誌などを活用して行っているか。 令和元年度に、同窓会、後援会、学生、教職員等の団体を繋ぐ組織として「福島大学校友会」を発足した。今後校友会で発行する広報誌も活用するとともに、各団体の広報誌の活用の活用についても検討する。</p>
<p>原則 2 - 1 - 3 ビジョン実現のための執行体制の整備 関連</p> <p>○万が一のための学長代行は定めているか？ 国立大学法人福島大学危機管理規則第10条において、学長が不在の場合は、総務担当副学長が危機管理にあたることを定めている。</p>
<p>原則 2 - 3 - 1 法人の長を補佐する理事、副学長等の役割 関連</p> <p>○部局構成員には事務、技術職員が含まれると思うが、彼らの意見を聞く会議等は存在するか。 各学類・研究科の事務組織（各学類支援室）は福島大学事務組織規則第5条の規定に基づき、各学類の下に置かれている。 事務・技術職員は、構成員ではないものの、各学類執行部と情報共有しながら教員会議運営を行っている。また、運営会議には各学類支援室長が陪席するなど、運営上の工夫をしている。</p>
<p>原則 2 - 3 - 3 高度専門職の登用・配置、事務等の職員の高度化 関連</p> <p>○キャリア支援、心のケアなどの担当はあるか。留学生担当のみならず、国際連携の中での英語による情報発信は不可欠で、担当職員の英語力向上研修のようなものは存在するのかが。 キャリア支援は教務課、キャリア支援課で担当し、心のケアは学生総合相談室、アクセシビリティ支援室、保健管理センターで担当している。また、不定期だが、職員の能力向上のための英会話研修（初級、中級、上級）を開催している。</p>
<p>原則 4 - 2 内部統制の仕組みの整備と運用体制の公表 関連</p> <p>○各種コンプライアンス違反の場合の教職員の処分について、「懲戒処分検討委員会」のようなものが存在するのかが。 福島大学職員懲戒規程の規定により、「大学教員」に対する懲戒処分は教育研究評議会の審査を経て、学長が行い、「附属学校教員」及び「事務系職員」に対する懲戒処分は役員会の審査を経て、学長が行うこととしている。この際、教育研究評議会は「教員の懲戒等の審査に関する細則」により、役員会は「職員の懲戒の手続きに関する申合せ」により、それぞれ必要に応じて「調査委員会」を設置し事実確認及び審査を行うこととしている。</p>

<p>監事による確認</p>		<p>【確認の方法】 国立大学ガバナンス・コードすべての項目の適合状況の説明を受け、その内容が確認された。また、この適合状況及び公表内容の確認は、学内会議や経営協議会での審議を経る等、適切な方法により確認が行われていることが確認された。</p> <p>【総評】 福島大学においては、国立大学ガバナンス・コードに沿った運営がなされていることが確認された。 ○一部の対応していない項目については、今後学内審議等を経て対応を検討するものもあることから、検討の推移を次年度改めて確認することとした。</p> <p>【確認の過程における監事からの確認事項、意見への大学の回答等】 「○」：確認事項 「 」：大学の回答等</p> <p>全体的な視点としての意見 ○国立大学ガバナンス・コードへの対応状況について丁寧に確認が行われていることは理解するが、一方で、未対応の項目が複数あることから、これらの対応について、スケジュールも含め検討するべき必要があるのではないか。 今回対応できていない部分は、それぞれ丁寧に議論を重ね検討する必要があると考えている。国立大学ガバナンス・コードの策定の趣旨も踏まえ、着手できるところから徐々に着手する姿勢を持ちつつ、検討していきたい。</p>
		<p>原則3 - 4 - 1 監事が十分かつ適切に監査業務を遂行できるようにするための体制確保 関連 ○監事の業務は年々拡大しており、ガバナンス改革によってもさらに増大しつつある。常勤化についての議論は、その要否を含め次期監事候補者選考に間に合うよう進める必要があるのではないかと考えている。 このことについては、次期監事候補者の検討開始に間に合うよう議論する必要があると考えている。 監事の業務量が増大していることは理解しつつも、一方で、大学の財政事情を考慮する必要もある。現監事との意見交換なども交えながら、現状の業務量がどの程度か把握したうえで、今後、役員会等で議論する予定である。</p>
<p>その他の方法による確認</p>		<p>なし</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則を（下記に説明する原則を除き）すべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		<p>【原則1 - 4 長期的な視点に立った法人経営を行う人材の確保と計画的な育成 補充原則1-4 】</p> <p>法人経営を担う人材の計画的育成のための方針は明文化されていない。幹部候補者の育成としては、学長特別補佐、副学長補佐の役職を設けており、また各学類長が、本学の重要な事項を審議する会議（経営協議会、教育研究評議会）に参画するなど、大学経営を通じた人材育成を行うことのできる体制を整えている。</p>
		<p>【原則2-3-2 多様な人材の登用・確保】</p> <p>現在の理事の学外者は、学内理事でカバーできない領域をその都度求め登用しており、その経験と知見により法人経営層の厚みを強化している。本学の役員は、学長、理事5名、副学長3名、監事2名の11名であるが、性別や国際性の観点でのダイバーシティは念頭にあるものの確保できているとは言い切れない。また、経営面において、どのような外部経験者を求めているかについては明確になっていない。</p>
		<p>【3-1 経営協議会 補充原則3-1-1 】</p> <p>経営協議会の学外委員の選出にあたっては、多様性を重視し人選を行っているものの、選考方針は、明文化されていない。運営上の工夫についても明文化されたものはない。これらの公表項目について、今後公表を検討する。</p>

	<p>【3-4 監事 補充原則3-4-1】</p> <p>国立大学法人法においては、その規模に関わらず各国立大学に監事を2人置くこととされている（法人法第10条第1項）。監事の常勤化は、「学長のリーダーシップ強化に伴う監事等による学長の業務執行のチェック機能の確保について(大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討会議 審議まとめ)（平成31年3月31日）」において「少なくとも1名は常勤にして、日常的に監査業務を行う体制が必要ではないか」と問題提起されているものの、本学の組織規模や財政事情を鑑みると、予算面も考慮せざるを得ず、現時点では監事を非常勤としている。</p> <p>本学の監事は、重要会議の開催日である月曜日、火曜日は必ず勤務しているが、これは、業務監査のため重要会議への出席を目的としたものであり、曜日に関わらず、重要会議が不定期に開催されれば参加し、また、様々な監査業務に係る報告書作成、準備等も行われている。加えて、最近の監事を取り巻く現状を鑑みると、国立大学法人法の改正に伴う文部科学省に提出する一部書類における監事の確認業務、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン改定による研究費不正に係る監事の関わり強化等、監事の業務はさらに増加している。このような現状を踏まえると、監事の常勤化について検討するためには、まず、監事の業務量の現状及び近年の業務増加等を把握することが必要であり、そのためには、監事への丁寧な確認作業が必要と考える。</p> <p>令和6年9月からの次期監事の候補者選考に間に合うよう、役員会において、大学の財政事情を踏まえつつも、ガバナンス改革によって増大しつつある監事の監査業務の実態に関し現監事から意見聴取し、常勤化に係る検討を行う。</p>
--	---

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋		<p>中期目標・中期計画・年度計画 本学の中期目標・中期計画・年度計画を公表している。 https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/target.html</p> <p>福島大学ミッション2030（新学長プラン） 学長の考える、人口減少・少子高齢化時代における地方の「新しい社会づくり」実現・モデル化にあたっての福島大学のあり方等を公表している。 https://www.fukushima-u.ac.jp/Files/2020/11/2030.pdf</p>
補充原則 1 - 2 目標・戦略の進捗状況と検 証結果及びそれを基に改善 に反映させた結果等		<p>業務実績報告書 通則法第32条（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）に基づき毎年度の目標・戦略の結果を公表している。 https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/target.html</p>
補充原則 1 - 3 （ 1 ） 経営及び教学運営双方に係 る各組織等の権限と責任の 体制		<p>福島大学規則集 本学の組織（その組織に係る権限と責任体制等）の経営及び教学運営にかかる権限と責任を規定している。 「福島大学学則」、「福島大学大学院学則」、各種会議規則等を参照。 http://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_menu.html</p>
補充原則 1 - 3 （ 2 ） 教員・職員の適切な年齢構 成の実現、性別・国際性・ 障がいの有無等の観点での ダイバーシティの確保等を 含めた総合的な人事方針		<p>人事に関する計画 国立大学法人福島大学中期計画「 その他」において人事に関する計画を公表している。 http://www.fukushima-u.ac.jp/Files/2018/02/moku3.pdf</p>
補充原則 1 - 3 （ 3 ） 自らの価値を最大化するべ く行う活動のために必要な 支出額を勘案し、その支出 を賄える収入の見通しを含 めた中期的な財務計画		<p>中長期的な財務計画 第3期（平成28年度～令和3年度）の予算（人件費見積もりを含む）、収支計画、資金計画を公表している。 https://www.fukushima-u.ac.jp/Files/2019/04/keikaku_itiran1904.pdf</p>
補充原則 1 - 3 （ 4 ）及 び補充原則 4 - 1 教育研究の費用及び成果等 （法人の活動状況や資金の 使用状況等）		<p>教育研究の費用及び成果 大学ホームページ上に、財務諸表等のほか、決算概要及び財務レポートを掲載している。 https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/finance.html</p> <p>財務レポートの内容として、財務諸表の概要、財務状況の推移、大学の将来ビジョン、運営体制、大学全体のトピックス、各学類の教育研究の成果・実績、基金情報などを分かりやすく公表している。 https://www.fukushima-u.ac.jp/Files/2020/11/zaimu2020.pdf</p>
補充原則 1 - 4 法人経営を担いうる人材を 計画的に育成するための方 針		<p>なし （未公表のため）</p>

<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>福島大学規則集 本学の組織（その組織に係る権限と責任体制等）にかかる運営上ルールを定めている。 「運営組織に関する規則」、「福島大学理事・副学長及び副学長の職務分担等に関する申合せ」を参照。 http://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_menu.html</p>
<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>		<p>役員会議事要録 本学ホームページにおいて、役員会の議事要録が公表されている。 【URL】 http://www.fukushima-u.ac.jp/university/disclosure/committee/</p>
<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>		<p>なし (未公表のため)</p>
<p>補充原則 3 - 1 - 1 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>なし (未公表のため)</p>
<p>補充原則 3 - 3 - 1 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>学長選考の基準 学長選考会議により「求められる学長像」が定められている。 https://www.fukushima-u.ac.jp/Files/2019/05/gakutyouzou.pdf 直近（令和元年度）次期学長候補者の決定に係るプレスリリース 次期学長候補者決定の際は、選考理由等を公表している。 https://www.fukushima-u.ac.jp/news/Files/2019/11/191115-2.pdf</p>
<p>補充原則 3 - 3 - 1 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>福島大学規則集 本学の運営上ルール等（学長選考に関するもの）を定めている。 「国立大学法人福島大学学長の任期を定める規則」において、学長の任期及び再任の期間が、「国立大学法人学長選考規則」において、再任を可能とする場合の選考方法が定められている。 http://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_menu.html</p>
<p>原則 3 - 3 - 2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>福島大学規則集 本学の運営上ルール等（学長の解任に関するもの）を定めている。 「国立大学法人福島大学学長解任規則」において、学長を解任する場合の手続きが定められている。 http://www.fukushima-u.ac.jp/reiki_int/reiki_menu.html</p>

<p>補充原則 3 - 3 - 3 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>学長の業務執行状況の確認に基づく中間評価 学長の中間評価の実施結果をホームページに公表している。 https://www.fukushima-u.ac.jp/university/overview/selection.html</p>
<p>原則 3 - 3 - 4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>該当無しのため記載無し</p>
<p>基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>内部統制に係る基本事項 ・ 国立大学法人福島大学業務方法書 http://www.fukushima-u.ac.jp/Files/2018/02/gyomu/ghouhousyo.pdf</p> <p>・ 内部統制に係る取組の公表ページ https://www.fukushima-u.ac.jp/university/efforts/</p> <p>詳細な公表がされている事項等 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)に基づく、本学の責任、運用体制、基本方針、規則、通報窓口等を掲載している。 http://gakujyutu.net.fukushima-u.ac.jp/004_kenkyukatsudo/004_1_koseikenkyu/index.html</p> <p>「情報セキュリティポリシー」として、大学ホームページに「国立大学法人福島大学情報システム運用方針」「国立大学法人福島大学情報システム運用基本規則」を掲載。 https://www.fukushima-u.ac.jp/university/efforts/security.html</p>

<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>法令公表事項・情報公開 法令に基づき以下の情報を公表し、また、情報公開制度に基づく法人文書の公開に対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織等に関する各種情報の公表ページ https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/ ・情報公開制度に関する公表ページ https://www.fukushima-u.ac.jp/university/disclosure/disclosure/ <p>様々な情報をわかりやすく公開する観点における公表事項 以下の様々な情報の公表等を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究業績管理システム：研究に関わる業績（論文、著書、特許等）をホームページで公表。 https://search.adb.fukushima-u.ac.jp/scripts/websearch/index.htm ・研究シーズ集：本学における研究内容等をホームページで公開。 http://gakujuutu.net.fukushima-u.ac.jp/fukushimauniversity_seeds.html ・研究・地域連携成果報告会の開催：研究活動や地域連携活動の成果を、産業界、自治体、市民等へ発信するため、年1回福島県内において開催。 https://www.fukushima-u.ac.jp/news/2020/10/008622.html ・その他研究関連の公表情報：研究組織体制、研究ポリシー、産官民学連携・知的財産ポリシー、取り組んでいるプロジェクト研究、基金を活用した「研究推進事業」、学内における「学内競争的研究資金」制度の実施・採択状況、研究活動における各種取組内容（研究倫理、ヒトを対象とする実験等、動物実験、遺伝子組換え実験、放射性同位元素等の取扱い、安全保障輸出管理等）、関係規程等をホームページで公開している。 http://gakujuutu.net.fukushima-u.ac.jp/index.html ・地域貢献活動：様々な地域貢献活動を公表。 https://www.fukushima-u.ac.jp/university/efforts/contribution.html ・産官民学連携事業、地域社会連携事業等（地域創造支援センターホームページ） http://www.cera.fukushima-u.ac.jp/ ・公開講座・公開授業・出前講座 http://www.ill.fukushima-u.ac.jp/ ・福島県内19高等教育機関との連携（アカデミア・コンソーシアムふくしま） http://acfukushima.net/ ・地域創造支援センターにおける活動。 http://www.cera.fukushima-u.ac.jp/ ・うつくしまふくしま未来支援センターにおける活動等（うつくしまふくしま未来支援センターホームページ） https://fure.net.fukushima-u.ac.jp/
<p>補充原則 4 - 1 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>福島大学HP https://www.fukushima-u.ac.jp/ 大学における取組や各種イベント等について広報を行っている。</p>

<p>補充原則 4 - 1 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>学生の教育成果に係る情報 以下の情報を公表している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島大学の教育目標、学類・大学院の3ポリシー https://www.fukushima-u.ac.jp/undergraduate/policy/undergraduate.html ・ 成績評価基準及び修業年限 https://www.fukushima-u.ac.jp/Files/2019/07/a6-02.pdf ・ 取得可能な資格 https://www.fukushima-u.ac.jp/university/know/qualification.html ・ 卒業率、教員免許取得者数、学位授与状況 https://www.fukushima-u.ac.jp/Files/2020/07/c1-07.pdf https://www.fukushima-u.ac.jp/Files/2020/07/c1-08.pdf https://www.fukushima-u.ac.jp/Files/2020/08/20gakuizyuyo.pdf ・ 教育改善のための学生アンケート（分野別の授業満足度） https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/fd.html ・ 卒業生進路情報 http://syushoku.adb.fukushima-u.ac.jp/support/career-information.html
<p>補充原則 4 - 1</p>		<p>財務レポート 財務諸表の概要、財務状況の推移、大学の将来ビジョン、運営体制、大学全体のトピックス、各学類の教育研究の成果・実績、セグメント情報、基金情報などを分かりやすく公表している。 https://www.fukushima-u.ac.jp/Files/2020/11/zaimu2020.pdf</p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報（組織に関する情報） https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/organization.html</p> <p>（財務に関する情報） https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/finance.html</p> <p>（業務に関する情報（中期目標・計画等）） https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/target.html</p> <p>（評価及び監査に関する情報） https://www.fukushima-u.ac.jp/university/public-matters/evaluation.html</p>